

木材利用の促進に関する基本計画（案）に対する御意見及び県の考え方について

No.	該当頁	御意見の概要	県の考え方
第2の2 木造建築技術者等の確保及び育成			
1	4	「研修には、建築士、建設会社、学生及び行政職員」と記載されているが、教職員も含めるべきである。	この研修は、教職員を含めた学校関係者にも受講していただけますので、今後も木造建築技術者の育成に取り組んでまいります。
第2の4 県産木材利用技術の開発			
2	4	「新しい技術として県産2×4」とあるがツーバイフォーは新しい技術ではないのではないかと。また、1.5×4などサイズを変えて施工実証等を行うべきではないかと。	ツーバイフォー工法は新しい技術ではないものの、用いられる製品は外国産材の使用比率が高く、県産木材を用いた「県産2×4材」を新たな製品として、住宅などに実際に使用して実証調査を行いました。 今後も新たな技術や製品の開発を推進してまいります。
第3の1（1） 県の公共建築物における木造・木質化の推進			
3	5	交番、警察署は事務所建物であるため木造とすべきである。	県の公共建築物については、耐火・耐震等の技術や建築コスト等の面で木造化が困難であるもの、建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまないものを除き、率先して木造化を推進してまいります。 交番や警察署については、治安上・防衛上の機能に支障が出ない範囲で木造化を推進し、木造化が難しい場合であっても、内装や外装を木質化するなど、木材利用に取り組んでまいります。
4	5	木造化が困難なものでも県職員が研究機関や国土交通省の協力を得て可能なものとすべきである。	木造化が難しい建築物について、研究機関や関連団体と協力し、技術情報の収集を進めるなど、木造化の実現に取り組んでまいります。

5	5	内装材だけでなく外装材も木質化とすべきである。	内装材だけでなく、外装材の木質化にも取り組んでまいります。
6	5	学校（職員室も含め）の机、椅子はすべて県産材利用とすべきである。	県の管理する施設においては、県産木材を利用した木製備品の導入を積極的に進めてまいります。
7	5	県営住宅も木造住宅とすべきである（木造集合住宅は民間で実績があるため可能である）。	県の整備する建築物については、コストや技術面で木造化が困難であるもの、木造化になじまないものを除き、率先して木造化を推進してまいります。ご意見を踏まえ、木造化を検討する際には、民間建築物の事例や他県における先行事例等も参考にさせていただきます。
8	5	特別支援学校は他県のように木造・木質化とし、木の暖かみの中で過ごせるようにすべきである。	同上
9	5	県の施設、民間の施設の両方でしっかりと木を使って欲しい。	県の整備する建築物については、コストや技術面で木造化が困難であるもの、木造化になじまないものを除き、率先して木造化を推進してまいります。また、民間の建築物でも木造・木質化が促進されるよう、企業等へ働きかけを行ってまいります。
第3の1（2） 民間非住宅建築物における木造・木質化の推進			
10	5	民間非住宅建築物の木造・木質化について各企業に県職員が足を運んで普及をお願いしたり、補助金制度を充実させることが必要である。	民間の非住宅建築物における木造・木質化を促進するため、関係する民間企業への訪問等を通じた働きかけを行ってまいります。 あわせて、補助金制度等の支援措置の整備についても進めてまいります。
11	5	駅に隣接する商業施設で木材を利用している事例（写真「あつたnagAya」など）を見かけるようになってきた。このような施設がもっと増えるよう、木材の購入に対する補助事業があると良い。	同上

第3の1 (3) 住宅における県産木材の利用促進			
12	6	住宅における県産木材の利用促進は住宅メーカーの法人税の軽減や長期優良住宅認定において木造の割合を増加させるように業界団体に県職員が働きかけることが必要である。	住宅における県産木材の利用が促進されるよう、業界団体への働きかけを行ってまいります。
第3の1 (4) 木造・木質化に関する技術の普及			
13	6	木造・木質化に関する技術の普及はユーチューブを利用して県職員が講師となり木造建築技術等の向上、理解に努めるべきではないか。	木造建築技術のさらなる向上を図るため、適切な知識を持つ専門家を講師とし、YouTube などのオンラインツールを活用し、技術の普及に取り組んでまいります。
第3の1 (5) 木製備品の導入推進			
14	6	県庁、警察や学校の机、椅子はすべて県産材としないと説得力がないのではないか。	県の管理する施設において、県産木材を利用した木製備品の導入を積極的に進めてまいります。
第3の2 県の公共工事における木材の利用			
15	6	公共工事での仮囲いも金属製ではなく木製とすべきである。民間工事では一部そのような実績がある。	公共工事において、木材に代替できる工事用資材については、積極的に木質資材の利用を推進してまいります。 ご意見を踏まえ、民間の工事資材の木質化事例なども参考にさせていただきます。
第3の3 木造建築技術者等の確保及び育成			
16	7	県職員や専門学校に委託して WEB にて専門講座を行うべきである。	木造建築技術者等の確保及び育成のため、適切な知識を持つ専門家を講師とし、WEB 配信などを通じて専門講座を実施してまいります。
17	7	建築士、製材業者など、今後も技術者の育成を進めてください。	今後も継続した技術者の育成に取り組んでまいります。
第3の5 木材利用の普及啓発			
18	8	私が子供の頃は、学校で木工工作の授業があったが、最近は、行われていないようだ。木材の良さを理解するため、子供の頃に、実際に木に触れることができる機会を増やしてほしい。	ご意見を踏まえ、子どもたちが実際に木に触られるイベントを開催するなどして、木の良さや木材について学べる機会を増やしてまいります。

第3の6 県産木材利用技術の開発			
19	8	誰が実施するのか明記すべき。当然県職員が行うべきである。	本計画は県の木材利用を促進するための方針を示したものであるため、計画を実施する主体は県になります。 本計画における県産木材技術の開発についても、県が主体的に実施してまいります。
第4 木材の利用に関する目標			
20	8	県の公共建築物の木造・木質化は90%とすべきである。2030年度目標は2030年度までに達成しないと説得力がないので、修正すべきである。	木造・木質化の目標は、法規則や現在の建築技術を踏まえて設定しております。 この計画期間中の目標の達成状況を確認したうえで、次の新しい目標を設定してまいります。
第6 県産木材の利用及び供給に関する目標			
21	10	21.0 m <sup>3</sup> /年ではなく、30.0 m <sup>3</sup> /年と前倒しすべきである。	目標値については、「食と緑の基本計画 2030」において定めた2030年度の木材生産量の目標(21.0万m <sup>3</sup> )に合わせて、県産木材の供給及び利用を推進してまいります。 この計画期間中の目標の達成状況を確認したうえで、次の新しい目標を設定してまいります。
全体			
22	—	家を建てようと調べていて、この計画を目にしました。木を使うことが環境に良いこともあまり知らなかったので、これからももっと進めてもらいたいと思います。	住宅を含めた建築物への木材利用が促進されるよう取り組んでまいります。
23	—	以前、木がたくさん使われた建物に入ったときに、とても良い木のおいや雰囲気感動しました。妻も同じように感じていたので、木を感じられる家を建てることにしました。	木の良さが感じられる建築物が増加するよう、県の公共建築物をはじめ、木造・木質化の推進に取り組んでまいります。
24	—	こうした木の「良さ」は誰しもうかがいます。この計画では、住宅でない建物などで木を使う内容が多いようですが、一般の会社にももっと木の良さを感じてもらえば、どんどん進んでいくのではないのでしょうか。	非住宅建築物における木造・木質化が促進されるよう、木の良さを体感できるイベントの開催などにより企業等へ働きかけを行ってまいります。